

※休み明けは、区役所の戸籍住民課の窓口が大変混雑していますので、待ち時間が長くなります。ご了承ください。

地下鉄「新道東駅」周辺が自転車等放置禁止区域になりました

～放置されている場合は、撤去することがあります



3月31日(金)から、「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、地下鉄「新道東駅」周辺が自転車等放置禁止区域に指定されました(区域には、左図のマークが入った看板を設置しています)。今後は、禁止区域内には自転車・原動機付自転車(原付)を置かないようにしましょう。

凡例	
	放置禁止区域
	自転車等駐車場
	地下鉄駅出入口

- 放置禁止区域内に自転車・原付を放置(駐輪場以外の場所に置かれている自転車・原付で、利用者がただちに移動できない状態)すると**撤去の対象になります**。
- チェーンなどで固定されている場合は切断のうえ、撤去します。
- 撤去した後、2カ月以内に引き取られない自転車・原付は処分します。

【撤去した自転車・原付の返還】

- ・返還場所：桑園自転車保管場所(中央区北12条西16丁目 ☎726-9282)
- ・日時：日曜日～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後6時(4月17日(月)から)
- ・返還時に持参するもの：自転車・原付の鍵、身分証明書、保証書(防犯登録番号か車体番号が分かるもの)、印鑑、撤去費用(自転車1,000円、原付2,000円)。

詳細 建設局道路管理課 ☎211-2452
東区土木センター(管理係) ☎780-1800



教えて！ 区役所の仕事

第13回

母子健康手帳

「母子健康手帳」は法律に基づき、妊娠している方に交付します。

妊娠中は妊婦さんとおなかの赤ちゃんの健康状態を、出産後は子どもの成長が記録できるものです。



妊娠したことが分かったら？

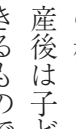
妊娠が判明したら「妊娠届出書」に必要事項を記入して保健センター(東区は2階)へ提出してください。ほかの区の保健センターでも提出できます。「妊娠届出書」の提出をした方に、その場で「母子健康手帳」を交付します。

また、手帳をもらうときに、妊娠・出産について心配なことがあれば、保健師・助産師・栄養士などへ相談することができます。



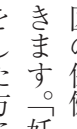
本人が母子健康手帳を取りに行けないときは？

特別な事情があるときは親



もし紛失したら？

再交付します(就学前まで)。事前にお住まいの区の担当課まで電話のうえ、来庁してください。「再交付願」に、紛失理由を記入していただき、再交付します。印鑑は不要です。



引っ越しをしたときは？

母子健康手帳は他の市町村に引っ越ししても、そのまま使えます。

なお、市町村ごとに健診の内容などが異なりますので、転居先の担当課にお問い合わせください。

担当課 東保健センター(健康・子ども課)
☎711-3211

